

A decorative border consisting of a repeating pattern of small green leaves and stems, forming a rectangular frame around the page content.

2024年度
奨学生の手引き

公益財団法人 中山報恩会

目 次

I. 中山報恩会について	1
II. 奨学金の概要	1
1. 奨学生の進路について	
2. 奨学生の資格	
3. 奨学金の特色	
4. 奨学金の交付月額	
5. 奨学生の義務	
III. 奨学生募集要項	2
1. 募集する奨学生	
2. 応募資格	
3. 応募方法及び提出書類	
4. 選考及び結果の通知	
5. 採用の決定	
IV. 奨学金の交付	3
1. 交付の開始と交付期間	
2. 交付方法	
3. 交通費	
4. 交付場所	
5. 奨学金の休止、停止及び復活	
6. 奨学金の打ち切り	
7. 奨学金の辞退	
V. 大学院予約採用について	4
VI. 奨学生の届出事項	5
1. 大学発行の成績証明書（コピー可）	
2. 現住所や保証人等の変更	
3. 大学の在籍状況の変更（休学、復学、留学、退学等）	
VII. 奨学金の返還	5
1. 借用証書の提出	
2. 返還期間	
3. 奨学金の返還方法	
4. 返還金の延滞	
5. 返還猶予	
VIII. 交流行事	6
1. 新奨学生歓迎会	
2. 講演交流会	
3. 卒業祝賀会	
4. 会誌「星友」の発行	

I. 中山報恩会について

❖ 設立の趣旨

中山報恩会は、第二次世界大戦前に設立された、近畿では最初の奨学財団であり、また全国では9番目に設立された民間の奨学財団です。

昭和15年(1940年)初代理事長中山悦治(当時中山製鋼所社長)が多額の私財を投じて財団を設立しました。初代理事長は実家の没落に遭い中学を中途退学後、数々の苦難を不屈の精神で乗り越えて、大正8年、36歳の時に兵庫県尼崎市において個人経営でトタン板の製造工場を設立、さらに事業を拡張して大阪市へ移転し日本で三番目の溶鉱炉を持つ製鉄会社を経営するに至りました。

初代理事長は、若い頃からの夢であった鉄鋼事業が実を結んだのも、先輩や社会の導きのおかげという感謝と報恩の気持ちを常に抱いていました。そして、社会福祉事業の一つとして、経済困難で学業に励めない若い英才の支援を行なうことを目的に本財団中山報恩会が設立されました。80余年の長い歴史の中、「我が国文化の向上並びに国民の厚生に資する有用な人材の養成に寄与する」という財団設立の理念は今なお引き継がれ、3,000名を超える多くの若者が当会の奨学生となり、当会を巣立って広く社会で活躍しています。



理事長 中山景子

❖ 事業の概要

国内の大学生及び大学院生に奨学金の交付による経済的支援を行なうほか、会誌の発行や講演会・懇親交流会等を開催し、修学支援を行なっています。

- (1) 奨学金の貸与及び給与により学業を支援する事業
- (2) 学校に対する図書等の寄附等による学術教育を支援・助成する事業

II. 奨学金の概要

1. 奨学生の進路について

当会の目的は、将来性に富み、社会での活躍が有望な学生に対し奨学支援を行い、我が国文化の向上並びに国民の厚生に役立つ人材となっていただくことにあります。

従って、当会の奨学生の卒業後の進路に関しては、本人の意思を尊重し、一切の制約も設けていません。

2. 奨学生の資格

当会の奨学生となる者は、「学術、品行、志操に優れ、健康であること」に加えて「経済困難により学資等の支援が必要であると認められる者」とします。

3. 奨学金の特色

- (1) 奨学生と当会とのコミュニケーションを重視し、奨学金は年4回に分割して手渡しで交付しています。
- (2) 貸与した奨学金は、返還期間中の利息は無利息です。

4. 奨学金の交付月額

大 学 生	42,000 円 (給与 30,000 円、貸与 12,000 円)
大学院生	50,000 円 (給与 35,000 円、貸与 15,000 円)

5. 奨学生の義務

- (1) 勉学に励み、健康に留意して奨学生としてふさわしい態度と行動をとること。
- (2) 当会のルールを守り、当会及び大学の指示に従い必要な手続きは怠りなく行なうこと。
- (3) 奨学生のために行なう各種行事等に積極的に参加し、意識の高揚、親睦に努めること。

Ⅲ.奨学生募集要項

指定校からの推薦による方法で募集を行なっています。

応募者個人からの直接の出願は受け付けておりませんのでご注意ください。詳しくは大学の担当窓口へお問い合わせください。

1. 募集する奨学生

- ・大学生
- ・大学院生

(指定校) 東京大学、一橋大学、東京工業大学、名古屋大学、京都大学、京都府立大学
奈良女子大学、大阪大学、大阪公立大学、神戸大学、兵庫県立大学、九州大学

2. 応募資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 日本学生支援機構及び地方公共団体より奨学金を受けている者も応募できます。ただし、当会と同種の民間団体より奨学金を受けている者は応募できません。
- (3) 家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の収入・所得金額が 1,000 万円以下であること。
- (4) 大学生の応募は、1～3年次の者。
ただし、原則として採用年度の 4 月 1 日現在で、1 年生 20 歳以下、2 年生 22 歳以下、3 年生 23 歳以下であることとします。
- (5) 大学院生の応募は、大学院（修士課程）の 1 年次の者。
ただし、原則として以下の者は応募できません。
 - ① 採用年度の 4 月 1 日現在で年齢が 26 歳以上の者
 - ② 大学での留年が 3 年以上の者
 - ③ 大学卒業または退学後、2 年以上社会人となり大学院に再入学した者

3. 応募方法及び提出書類

- (1) 応募方法
応募は在学する大学を経由して当会に提出してください。
- (2) ~~提出書類~~ ↓**学内選考通過者のみ必要になります。**
 - ① 願書（大学生用、大学院生用） ※当会所定様式
 - ② 推薦書（大学及び主任教授）※学部 3 年生以上は主任教授の推薦書としてください。
 - ③ 成績証明書（直近のもの）
 - ④ 健康診断書（3 ヶ月以内のもの）

- ⑤ 作文 (2,000字～4,000字程度) ※当会書式
 ※作文は当会ホームページの「募集の案内」から書式をダウンロードしてWordで作成してください。

テーマ ・大学生「自分の歩んで来た道とこれからの目標」
 ・大学院生「自分の研究の社会的意義と将来設計」

4. 選考及び結果の通知

奨学生の選考は、提出を受けた出願書類に基づき書類審査のうえ、奨学生選考委員の面接選考を経て理事会が決定します。(面接選考：5月下旬～6月上旬)

選考結果は、学校及び本人へ書面にて通知します。

※面接日時、場所等の詳細については、学校と本人へ通知します。

5. 採用の決定

保証人と連署の誓約書等を提出することにより、正式に採用となり7月から交付開始となります。なお、保証人は原則保護者としてください。

IV.奨学金の交付

1. 交付の開始と交付期間

奨学生として採用された年度の7月から交付します。

交付期間は、卒業までの正規の最短修業期間とします。

2. 交付方法

奨学金は、奨学生の現況を確認して手渡しで交付しています。

交付は、3ヶ月毎に3ヶ月分を一括現金で交付します。(交付月：4月、7月、10月、1月)

3. 交通費

奨学金受領のため発生する交通費は交付時に実費支給します。

(原則として、大学と交付場所の往復)

4. 交付場所

奨学金の交付は、原則として下記の場所で行ないます。

関東地区	東京大学、一橋大学 東京工業大学	〒104-0061 東京都中央区銀座四丁目14番11号(七十七銀座ビル) 大中物産(株) ※お問い合わせは、当会(06-6243-5577)へお願いします。
関西地区	名古屋大学	名古屋大学構内 ※お問い合わせは、当会(06-6243-5577)へお願いします。
	京都大学 京都府立大学 奈良女子大学 大阪大学 大阪公立大学 神戸大学 兵庫県立大学	〒542-0086 大阪市中央区西心斎橋一丁目4番5号(御堂筋ビル10階) 公益財団法人 中山報恩会 TEL (06) 6243-5577
西日本地区	九州大学	〒819-0001 福岡市西区小戸二丁目3番18号 (株)サワライズ(中山報恩会 西日本支部) TEL (092) 881-0531

5. 奨学金の休止、停止及び復活

(1) 奨学金の休止

次の場合は奨学金の交付を休止します。

- ① 留年
- ② 病気、怪我、海外留学等による休学

(2) 奨学金の停止

次のような事実が判明し、補導上必要があると認めるときは、学校と協議のうえで奨学金の交付を停止することがあります。停止期間中の奨学金は原則として支給しません。

- ① 長期欠席、学業成績不良となったとき
- ② 偽りの申請があったとき
- ③ 操行不良と認められるとき
- ④ 当会が定めるルールを逸脱したとき

(3) 奨学金の復活

奨学金の交付を休止または停止された者がその復活を願い出たときは、奨学金の交付を復活することがあります。

6. 奨学金の打ち切り

次のような事実が判明したときは、学校と協議のうえで奨学金の交付を打ち切ることがあります。

- ① 学業成績又は操行が著しく不良となったとき
- ② 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- ③ 学校で処分を受け学籍を失ったとき
- ④ 奨学金を目的以外に使用、偽りの申請など奨学生として適当でない事実があったとき

なお、このような理由で奨学金の交付を打ち切られた場合は、貸与又は給与の全部、又は一部につき、直ちに返還をして頂くことがあります。

7. 奨学金の辞退

奨学生はいつでも学校を経て奨学金の辞退を申し出ることができます。

V. 大学院生の予約採用について

当会の奨学生で、修士課程・博士課程に進学後も引き続き奨学金を希望する者について、進学前に選考を行ない予約採用を決定します。但し、当会指定大学への進学者のみとします。また当会と同種の民間団体及び日本学術振興会特別研究員との併給は出来ません。交付額については修士課程・博士課程ともに同額です。

Ⅵ. 奨学生の届出事項

1. 大学発行の成績証明書（コピー可）
毎年4月に必ず提出してください。
2. 現住所や保証人等の変更
奨学生本人または保証人（誓約書に記載したもの）について、以下の事項に変更が生じたときは、速やかに当会に届け出てください。
（1）奨学生・・・氏名、現住所、電話番号（携帯）、メールアドレス等の変更
（2）保証人・・・氏名、住所、電話番号（携帯）等の変更
3. 大学の在籍状況の変更（休学、復学、留学、退学等）
当会所定の様式「異動届」に必要な事項を記入し、速やかに当会に届け出てください。

Ⅶ. 奨学金の返還

返還金は、次の奨学生への奨学金の原資となります。奨学金の返還は長期間に亘りますので、計画的な返還をお願いします。

1. 借用証書の提出
貸与を受けた奨学金について、下記に該当する場合、連帯保証人と連署のうえ「奨学金借用証書」を提出していただきます。
（1）卒業若しくは修了により奨学金の交付期間が満了したとき
（2）奨学金の交付が打ち切りとなったとき
（3）退学したとき
（4）奨学金を辞退したとき
2. 返還期間
貸与終了年度の翌年度から起算して奨学金の貸与を受けた月数の3倍に相当する期間内に返還してください。ただし、返還期間の上限は14年とします。
3. 奨学金の返還方法
貸与した奨学金の返還は原則として半年賦又は年賦とし、本人が指定する金融機関から口座振替にて返還していただきます。なお、都合により全額または一部を繰り上げて返還することもできます。
4. 返還金の延滞
支払能力を有しているにもかかわらず、返還を著しく怠ったと認める場合は、指定する期日までに返還未済額の全部を返還するよう文書で請求します。また請求を受けても当会の指定した日までに返還を行わないときは、連帯保証人への支払請求や法的手段等の手続きを行なうことがあります。
5. 返還猶予
以下の事由に該当する場合は、願出によって返還の猶予を受けることができます。必ず事前に手続きを行なってください。
（1）大学、大学院又はこれらと同程度の学校に在学中の場合
（2）災害、傷病等その他やむを得ない事由により返還が困難な場合

Ⅷ.交流行事

当会では、現役奨学生、卒業奨学生、当会役員相互の親睦や交流の場として、下記の行事を行なっています。奨学生は全員参加していただきます。

1. 新奨学生歓迎会

7月に新奨学生を対象に当会奨学制度のガイダンスを兼ねて歓迎会を開催します。

2. 講演交流会

毎年10月に現役奨学生と卒業奨学生の相互の研鑽を目的として、東京、大阪、福岡の3地区において当会卒業生を講師として招き、講演会および懇親交流会を開催しています。

3. 卒業祝賀会

毎年3月に卒業を迎える奨学生を対象にして卒業祝賀会を開催します。卒業生の今後の活躍を祈念しエールを贈る意味を込めて実施しています。

4. 会誌「星友」の発行

奨学生と卒業奨学生からの投稿文や近況報告等を掲載し毎年発行しています。奨学生には、考察力や文章表現力の向上の一助になればとの思いで全員投稿を義務づけています。

公益財団法人 中山報恩会

〒542-0086

大阪市中央区西心齋橋一丁目4番5号 御堂筋ビル 10階

TEL 06-6243-5577 / FAX 06-6243-5578

E-mail : info@nakayama-foundation.jp

URL : http://nakayama-foundation.jp



地下鉄御堂筋線心齋橋駅 7番出口から徒歩2分